

福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成17年9月26日規則第10号)

最終改正: 令和6年5月17日規則第11号

改正内容: 令和6年5月17日規則第11号 [令和6年8月1日]

○福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年9月26日規則第10号

改正

令和2年9月25日規則第21号

令和6年5月17日規則第11号

福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例施行規則

福崎町文珠荘管理運営規則(平成9年規則第9号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、福崎町文珠荘の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第18号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、福崎町文珠荘(以下「文珠荘」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定)

第2条 町長は、条例第5条の規定により指定管理者を指定するときは、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第16号。以下「指定手続等に関する条例」という。)の規定によるものとする。

(利用の申請)

第3条 条例第11条に規定する利用の承認を受ける者は、指定管理者に利用許可申請を行うものとする。ただし、入浴のみの利用者はこの規定を適用しない。

2 前項の申請は、利用日の属する月の12ヶ月前の月の初日から、利用日3日前までに行うものとする。ただし、9月及び10月の利用申請については、高齢者福祉月間の文珠荘利用申込み抽選会終了後から申請できるものとする。

3 宿泊のみの利用はできないものとする。

4 条例第7条に規定する休館日の前日にあっては、宿泊を伴う利用はできないものとする。

5 利用の承認を受けた者は、利用内容に変更等が生じた場合、速やかに変更を申し出て指定管理者に内容変更の承認を受けるものとする。

6 指定管理者は、必要に応じ、利用料金表の利用者の区別の証明等を求めることができるものとする。

7 前各項について、指定管理者が必要と認めた場合は、町長の承認を得て変更することができるものとする。

(利用料金の前納)

第4条 文珠荘を利用する者は、条例第9条第3項に定めた利用料金を納付しなければならない。

2 指定管理者は、前条の利用を承認した者に、利用料金の全部または一部を前納させることができる。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りではない。

(飲食料金)

第5条 町長は、飲食料金を指定管理者の収入として収受させる。

2 指定管理者は、飲食料金をあらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。飲食料金を変更する場合においても、同様とする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第10条の規定により利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 各自治会単位の敬老会としての施設利用
- (2) 本町の所管する事業としての施設利用
- (3) 本町が事務局を所管する団体の本来事業としての施設利用
- (4) その他特に町長が必要と認める事業としての施設利用

(利用者遵守事項)

第7条 文珠荘を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けていない室、備品は使用しないこと
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (3) 施設又は設備等を損傷し、又滅失しないこと
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退館を命ずることができる。

(協定書)

第8条 町長は、指定管理者と文珠荘の管理に関し必要な事項を定めた協定書を締結するものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月17日規則第11号)

この規則は、令和6年8月1日から施行する。